

国技建管第10号
国総施安第3号
令和3年12月24日

各地方整備局
企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局
事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」の運用について

少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法については、「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」（令和3年12月24日付け国官技第246号及び国総公第155号）が通知されたところであるが、別紙のとおり実施要領を定めたので、遺漏無きよう措置されたい。

「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」の実施要領

1. 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）では、発注者の責務として、施工者が担い手確保のための適正な利潤を確保できるよう、施工の実態等を的確に反映して積算するなどにより、予定価格を適正に定めることとされている。

この一環として、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性がある道路除雪工では、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を計上する仕組みを構築し、適正な利潤を確保できるようにすることが重要である。

このため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行を行うものである。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（1）固定的経費（全体額）

機械経費（固定費）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を対象に少雪の場合においても除雪体制を確保するために必要となる経費をいう。

（2）固定的経費（計上額）

固定的経費（全体額）から除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額を控除した固定的経費をいう。

（3）除雪体制確保期間

道路除雪作業が適切に行えるよう除雪機械を配備し、除雪体制を確保している期間をいう。

（4）機械経費（固定費）

除雪機械の供用日数に応じて発生する機械管理費（保険料・公租公課・格納保管等経費）と、償却費（固定費相応分）をいう。

3. 対象工事

原則として、当初契約において道路除雪工を計上している道路の維持管理を目的とした下記①②のいずれかに該当する工事とする。

① 除雪単独工事

② 通年維持工事

なお、本試行は、令和 3 年 12 月 24 日以降に入札手続を開始する工事から適用する。ただし、令和 3 年度に道路除雪を実施する工事で、令和 3 年 12 月 24 日以前に入札手続を行った既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。

4. 試行実施の意向確認等

3. に該当する工事においては、発注者は受注者に本試行の取組の意向の有無を確認すること。そのうえで、受注者に取組の意思がある場合は、下記について受発注者間協議により設定すること。

(1) 固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等の設定

本試行では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている除雪機械、凍結防止剤散布車等を対象とし、受発注者間協議により、機械と台数を設定するものとする。ただし、他工事と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。

また、保有区分については、発注者からの貸付機械、自社持ち機械、リース機械を対象とする。

(2) 除雪体制確保期間の設定

除雪体制確保期間は、地域の降雪の実情に応じて除雪体制の確保が必要な期間を設定するものとする。また、機械ごとに日単位で設定するものとする。

5. 積算方法

本試行においては、下記(1)から(3)により固定的経費を計上することとする。

(1) 固定的経費（全体額）の算出

$$\text{固定的経費（全体額）} = M1 + M2$$

$$M1 = \Sigma (K \cdot D)$$

$$M2 = M1 \text{ に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）}$$

M1：固定的経費（直接工事費）（円）

※ 対象機械ごとに算出した固定的経費（直接工事費）の合計とする

M2：M1を対象額とした間接費（円）

K：機械経費（固定費）（円/日）

※ Kは機械ごとに設定すること

※ 無償貸付機械、自社持ち機械の機械経費（固定費）は建設機械等損料算定表を参考に算出し、リース機械は見積徴収等により算出すること

（無償貸付機械）供用1日当たり管理費

$$= \text{基礎価格} \times \text{年間管理费率} / 360$$

（自社持ち機械）供用1日当たり損料

（リース機械）供用1日当たり賃料

D：除雪体制確保期間（日）

※間接費の算定にあたっては無償貸付機械評価額も考慮すること

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該工事の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）（M1 + M2）は税抜き価格とする

（万円単位、万円未満切り捨て）

なお、本試行においては、対象となる除雪機械等及び除雪体制確保期間を設定した後、発注者において算出した固定的経費（全体額）の概算額を受注者に提示するものとする。

(2) 「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額の算出

$$\begin{aligned} \text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費} &= \text{直接工事費} + \text{間接費} \\ \text{※間接費} &= \text{直接工事費に対応した間接費（共通仮設費} + \text{現場管理費} \\ &\quad \text{+ 一般管理費等）} \end{aligned}$$

- ※除雪実作業経費（出来高分）には凍結防止剤散布作業を含む
- ※除雪実作業経費（出来高分）及び除雪待機費は、精算変更時の数量とし、通常的设计変更と同様、単価合意率を踏まえて算出すること
- ※除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額は税抜き価格とする（万円単位、万円未満切り捨て）
- ※通年維持工事においても、除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額を直接工事費として間接費率を設定する。

(3) 固定的経費（計上額）の積算計上

上記（2）で算出した「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額が、上記（1）で算出した「固定的経費（全体額）」を下回る場合において、以下の計算式により「固定的経費（計上額）」を積算計上する。

$$\begin{aligned} \text{固定的経費（計上額）} &= \text{固定的経費（全体額）} \\ &\quad - (\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費}) \end{aligned}$$

- ※固定的経費（計上額）を積算システムで計上する際は、「固定的経費」を追加し、管理費区分の設定を「全ての間接費の対象外」として計上する
- ※固定的経費（計上額）は算出過程で落札率を考慮しているため、積算システム上では落札率は考慮しないこと
- ※複数年国債で実施している維持工事については、単年度ごとに評価することとする

6. 除雪機械等の定期点検等

本試行に取り組む場合、受注者は試行の対象となっている除雪機械、凍結防止剤散布車等の機械を定期的に点検し、点検整備簿等を保管しておくものとする。

7. 監督職員等による履行状況の確認

精算変更時に固定的経費を計上する場合、監督職員は関係書類を精算変更前に確認するものとする。また、受注者は、完成検査時に検査職員に関係書類の提示を求められた場合は提示するものとする。なお、固定的経費を計上しない工事については、関係書類の提示は要しない。

関係書類は下記のとおりとし、貸付機械については貸付機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

項目	内容
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
除雪機械の規格	除雪機械の規格が明記されている書類（貸付調書、借用（返納）書等）
供用日数	供用日数が確認できる書類（貸付調書、借用（返納）書等）
保険料	保険加入に関する書類（契約書、明細書等） ※発注者が加入済みの場合は不要
公租公課	納税に関する書類（納税証明書等） ※発注者が納税済みの場合は不要
格納保管等経費	格納保管、点検・整備・修理に関する書類（保管状況写真、点検整備簿等）

8. アンケート調査

本試行においては、試行の取組状況等の確認を行うため、試行を行った受注者・発注者双方にアンケート調査を実施する予定である。

9. 公告文、入札説明書、特記仕様書等の記載例

本試行を実施する工事は、下記の例に従い、公告文、入札説明書及び特記仕様書等においてその旨を明らかにすること。

(1) 公告文・入札説明書記載例

<公告文>

本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。

<入札説明書>

本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。

なお、試行内容の詳細は特記仕様書によるものとする。

(2) 特記仕様書記載例

第〇条 少雪時における除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上の試行

1. 本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。

2. 試行にあたり、受注者は発注者に試行の取組の意向の有無を報告すること。また、受注者に取組の意思がある場合は、下記について受発注者間協議により設定すること。

(1) 固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等の設定

本試行では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている除雪機械、凍結防止剤散布車等を対象とし、受発注者間協議により、機械と台数を設定するものとする。ただし、他工事と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。

また、保有区分については、発注者からの貸付機械、自社持ち機械、リース機械を対象とする。

(2) 除雪体制確保期間の設定

除雪体制確保期間は、地域の降雪の実情に応じて除雪体制の確保が必要な期間を設定するものとする。また、機械ごとに日単位で設定するものとする。

3. 固定的経費の費用計上

本試行においては、下記(1)から(3)により固定的経費を計上することとする。

(1) 固定的経費（全体額）の算出

$$\text{固定的経費（全体額）} = M1 + M2$$

$$M1 = \sum (K \cdot D)$$

$$M2 = M1 \text{ に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）}$$

M1：固定的経費（直接工事費）（円）

M2：M1を対象額とした間接費（円）

K：機械経費（固定費）（円/日）

D：除雪体制確保期間（日）

※間接費の算定にあたっては無償貸付機械評価額も考慮すること

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該工事の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）（M1 + M2）は税抜き価格とする

（万円単位、万円未満切り捨て）

(2) 「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額の算出

$$\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費} = \text{直接工事費} + \text{間接費}$$

※間接費＝直接工事費に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）

※除雪実作業経費（出来高分）及び除雪待機費は、精算変更時の数量とし、通常
の設計変更と同様、単価合意率を踏まえて算出すること

※除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額は税抜き価格とする（万円
単位、万円未満切り捨て）

(3) 固定的経費（計上額）の積算計上

上記(2)で算出した「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額が、

上記（１）で算出した「固定的経費（全体額）」を下回る場合において、以下の計算式により「固定的経費（計上額）」を積算計上する。

$$\text{固定的経費（計上額）} = \text{固定的経費（全体額）} - \left(\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費} \right)$$

※なお、複数年国債で実施している維持工事については、単年度ごとに評価することとする

4. 除雪機械等の定期点検等

本試行に取り組む場合、受注者は試行の対象となっている除雪機械、凍結防止剤散布車等の機械を定期的に点検し、点検整備簿等を保管しておくものとする。

5. 監督職員等による履行状況の確認

精算変更時に固定的経費を計上する場合、監督職員は関係書類を精算変更前に確認するものとする。また、受注者は、完成検査時に検査職員に関係書類の提示を求められた場合は提示するものとする。なお、固定的経費を計上しない工事については、上記資料の提示は要しない。

関係書類は下記のとおりとし、貸付機械については貸付機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

項目	内容
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
除雪機械の規格	除雪機械の規格が明記されている書類（貸付調書、借用（返納）書等）
供用日数	供用日数が確認できる書類（貸付調書、借用（返納）書等）
保険料	保険加入に関する書類（契約書、明細書等） ※発注者が加入済みの場合は不要
公租公課	納税に関する書類（納税証明書等） ※発注者が納税済みの場合は不要
格納保管等経費	格納保管、点検・整備・修理に関する書類（保管状況写真、点検整備簿等）

6. アンケート調査

本試行においては、試行の取組状況等の確認を行うため、アンケート調査を実施する予定であるのでこれに協力すること。

10. その他

本試行については、道路除雪工事に対するアンケート調査等を踏まえて、今後、必要に応じて見直しを行うものとする。

以上